

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令等の一部改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令、国立大学法人法施行令、地方独立行政法人法施行令、独立行政法人国立病院機構法施行令、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令、独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令、特定複合観光施設区域整備法施行令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び独立行政法人労働者健康安全機構法施行令について、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める等の改正を行うこと。（第一条及び第四条から第六条まで関係）

二 覚せい剤取締法施行令及び覚せい剤原料を指定する政令の一部改正

覚せい剤取締法施行令の題名を「覚醒剤取締法施行令」に、覚せい剤原料を指定する政令の題名を「覚醒剤原料を指定する政令」に改めるとともに、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める等の改正を行うこと。（第二条及び第三条関係）

三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正

大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、厚生労働大臣の許可を受けて医療を行う外国医療関係者に対して適用する法律として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正後の覚醒剤取締法第三十条の七第十三号、第三十条の九第一項第六号、第三十条の十三及び第三十条の十四第二項の規定を追加するとともに、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改めること。（第七条関係）

四 改正法の一部の規定の施行に関し必要な経過措置を定めること。（第八条関係）

五 この政令は、改正法第四条（覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の

日（令和二年四月一日）から施行すること。（附則関係）